

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業について

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員３０人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等を１施設創設することを条件に、広域型施設１施設の大規模修繕又は耐震化ができる。（介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕等の両方に係る整備計画の提出が必要。）

@1,510千円 × 定員数

<創設施設>

特養、老健、介護医療院、ケアハウス（特定施設の指定を受けるもの）、ＧＨ、（看護）小規模多機能居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、介護付きホーム（いずれも定員規模、助成の有無は問わず。他県の施設でも可。）
※都道府県、市町村介護保険事業計画に基づくもののみ。

<大規模修繕・耐震化を行う施設>

以下の広域型（定員３０人以上）施設
特養、老健、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

<創設施設、大規模修繕・耐震化を行う施設との関係>

創設施設	大規模修繕等を行う施設	大規模修繕・耐震化事業の補助先※	整備計画の提出先
県所管の広域型施設 （定員３０人以上の特養、老健、介護医療院、ケアハウス、介護付きホーム）	県内の広域型（定員３０人以上）施設	大規模修繕等を行う施設所在地の市町村（市町村事業） ※政令・中核市含む	・愛知県 ・創設施設の市町村 ・大規模修繕・耐震化事業対象施設の所在地市町村
政令・中核市所管の広域型施設 （定員３０人以上の特養、老健、介護医療院、ケアハウス、介護付きホーム）		大規模修繕等を行う施設所在地の市町村（市町村事業） ※政令・中核市含む	・創設施設の政令・中核市 ・大規模修繕・耐震化事業対象施設の所在地市町村
定員２９人以下の地域密着型サービス施設等（上記以外）		大規模修繕等を行う施設所在地の市町村（市町村事業） ※政令・中核市含む	・創設施設の市町村 ・大規模修繕・耐震化事業対象施設の所在地市町村
他の都道府県の施設、事業所		大規模修繕等を行う施設所在地の市町村（市町村事業） ※政令・中核市含む	・愛知県 ・創設施設の都道府県（及び市町村）と調整 ・大規模修繕・耐震化事業対象施設の所在地市町村

※施設の創設、大規模修繕・耐震化整備の順番は問わないが、整備計画については、いずれか一方の整備の着手前までに関係自治体へ提出する必要がある。